

2025年11月16日

協会設立の背景・目的と活動概要及び今後の展望

公益社団法人知財経営協会(SIR) 理事長 玉井誠一郎

【協会設立の背景】

1980年代 JAPAN as No.1 の時代から1990年初頭のバブル崩壊を経て沈滞の35年、日本の経済競争力は世界第2位(トップは当時も現在も米国)から5位に後退し歯止めがかかるかもしれません。現代は、経営学者ドラッカーが予言したように知識や情報が価値を持つ知識経済社会に移行していますが、日本はこの対応に大きく遅れている状況にあります。

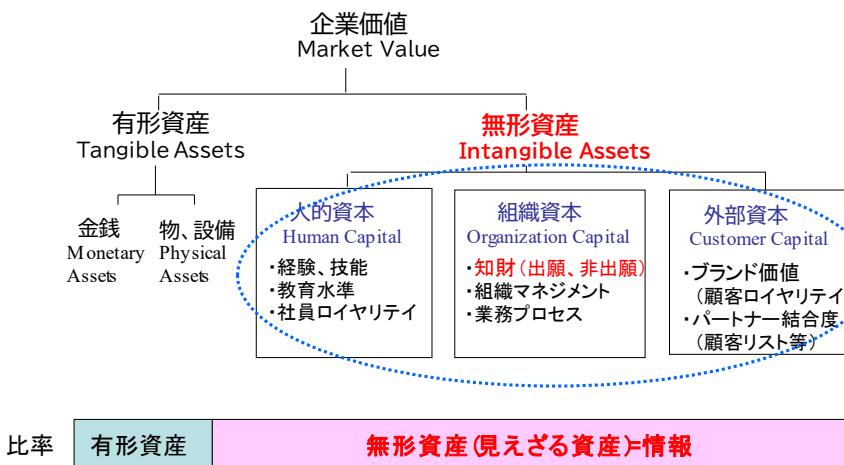
企業価値(概ね株式時価総額に相当)は図1に示すように有形資産と無形資産から構成され、知識経済社会では有形資産と無形資産の比率が大きく逆転し、無形資産が重要になります。

IPI & SIR2

© S.Tamai

図1:知識経済社会の到来～企業価値の構成～

無形資産(情報)が競争の中核(コア)になる社会 P.F.Drucker (断絶の時代)

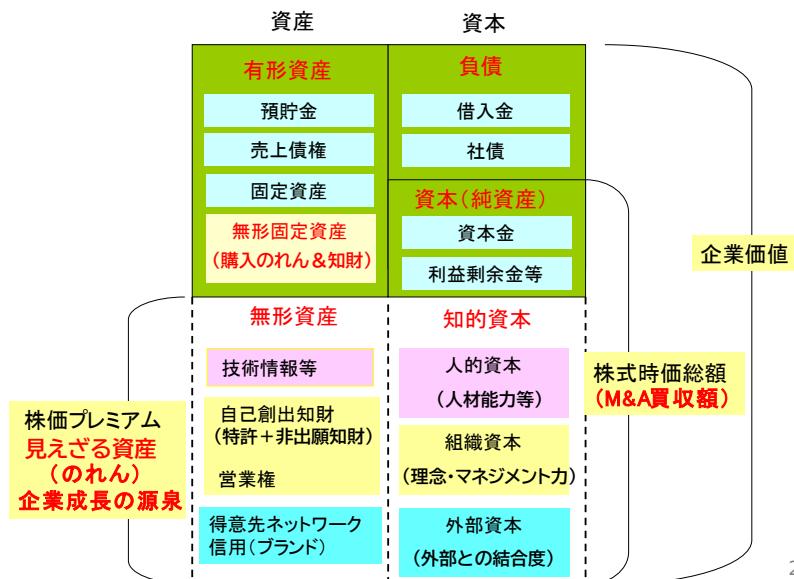


1

図2は、企業等の貸借対照表(BS)を示したもので。BS 上に表記される有形資産は、預貯金、土地建物、売り上げ債権、購入したのれんや知財を言い、BS上に表記されない無形資産は、将来の利益に貢献する技術、知識、経験や知的財産(知財)やブランド、のれん、営業権、組織マネジメント力や外部連携力等を言い、その**本質は無形物である情報**です。

無形資産は別名見えざる資産(Intangible assets)と言い、株価を形成する主要因子として株価プレミアムとも呼ばれ、**企業価値や株価を上げるにはこの見えざる資産である無形資産のマネジメントが重要になります。**

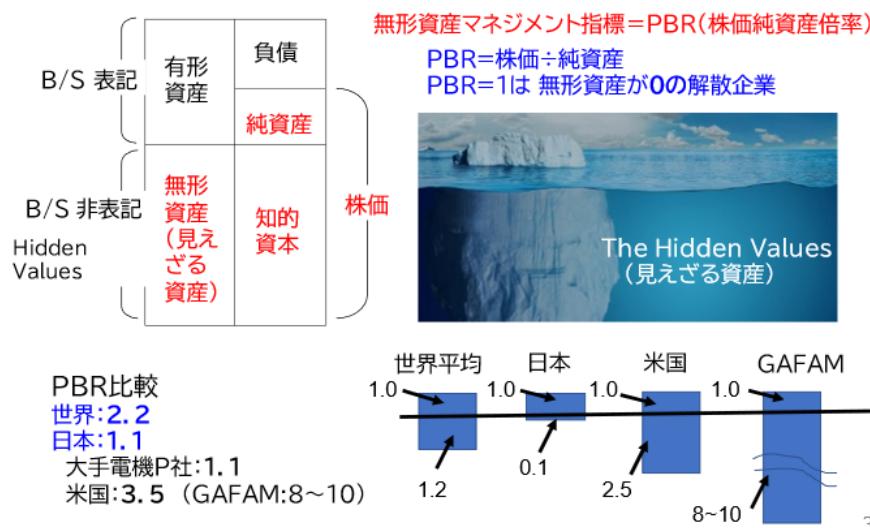
図2:貸借対照表(BS)には表記されない無形資産



2

図3は、株価に占める無形資産割合の指標として、株価を純資産で割算した株価純資産倍率(PBR)を示したものです。近年の日本は PBR=1.1、世界平均2.2、米国3.5(GAFAMと言われる米国情報系巨大企業は8以上)。PBR=1とは、見えざる資産が0の将来の成長エンジンのない解散企業とされています。すなわち日本企業は、この成長エンジンである見えざる資産が0.1で世界平均の1/12のほぼゼロの状態にあり、氷山は逆転しています。

図3:企業価値(株価)は無形資産によって決まる
～日本企業の無形資産価値は世界平均の1/12、ほぼゼロ～



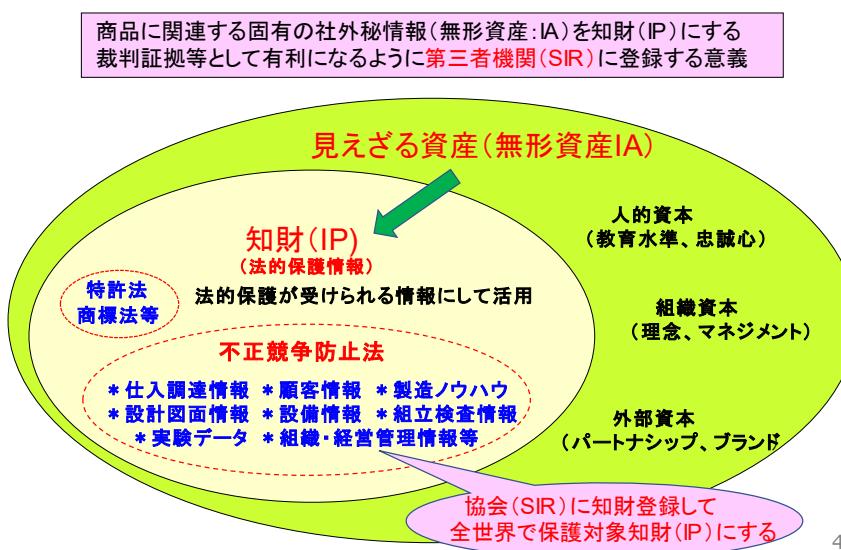
3

無形資産(IA:Intangible Asset)は、社外秘情報として扱われる全ての情報と出願公開した産業財産権が含まれます。この無形資産は、他社との事業商品(製品、サービス)の差別化に貢献して売り上げを伸ばしますが(無形資産は売り上げのドライバー)、このままでは法的保護がないのでマネや情報流失盗用等され価格競争になり利益が出にくくなります。

そこで利益を得るために、この情報を法的保護が受けられる情報即ち知的財産(知財IP:Intellectual Property)にする必要があります(知財は利益のドライバーと言われます)。

図4はこれを示したもので、例えば製造業であれば、商品の製造販売に係わる知財(IP)は、特許庁に出願した産業財産権(特許、商標、意匠等)だけではなく、製品開発に係わる研究開発情報、材料仕入情報、設備情報、製法ノウハウを含む製造情報、検査基準や検査方法を含む品質管理情報、関係先との契約情報、顧客情報、販売方法及びその管理運営情報、人材情報、経営理念ノウハウ等の情報等を含む企業固有の情報であり、これらを不正競争防止法等で保護できるような非出願知財にする必要があります。このところが従来から欠落していました。

図4:無形資産(IA)を法的保護が受けられる知財(IP)にする



4

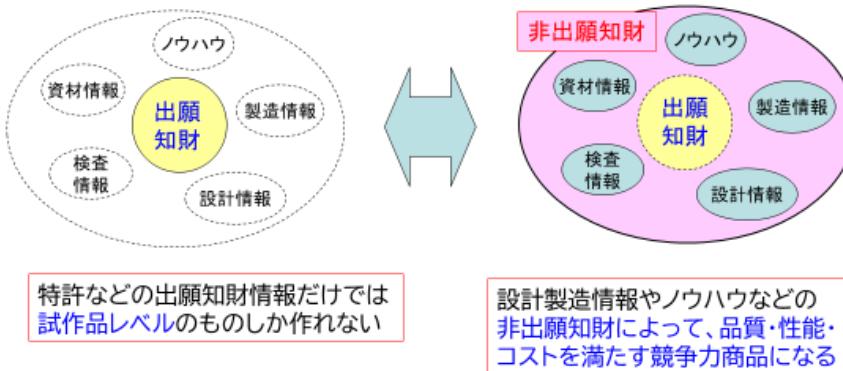
図5はこの非出願知財の重要性を示したもので、特許等の産業財産権(出願知財)だけでは研究試作サンプル品程度のものしか作れず、これを品質、性能、コストを満たし、他社競争力ある商品にするには、多くの非出願知財(このうち社外秘情報は守秘知財ともいう)が必要になります。つまり、特許等の産業財産権(事業実施にかかわらず権利行使できるので権利法という)は独占排他権を持ちますが、この情報だけでは商品に仕上げることはできないわけです。

大学の場合は論文の中核部を特許にします。しかし、この周辺にある様々な非公開情報(試行錯誤した実験データ、ノウハウ等)もまた知財の宝庫ですが、これを知財化することには後ろ向きです。大学の知財活用戦略に進展がない一因はここにあるのかもしれません。

これに対して、欧米知財先進企業は(例えば IBM)、特許は出願しますが、これを世界標準(デファクトスタンダード)にするために、無償もしくは低いライセンス料で公開します。この特許だけでは事業化できないので、この特許の周辺情報や事業化に必要な非出願知財(守秘知財)をライセンスして稼ぐ戦略を取ります。これに対して日本では、特許を持つと自分で独占排他的に行う傾向があります。こうすると事業は萎みます。**知財のような情報は、いくら使っても有形資産のように減ることはなく、関税の対象でもありません。**世界中で使ってもらってライセンス料で儲けるという志向(戦略)が薄く、宝の持ち腐れになっています。後述するように協会の知財登録活用モデル(知財ブランドモデル)はこれを変革できます。

© S.Tanai

**図5:非出願知財(守秘知財)は、商品力(品質・性能・コスト)を決定
～今まで、特許等の出願知財のみが偏重されてきた～**



IBMの知財戦略

基本特許はデファクトにして普及させるため無償や低料率で公開し、商品化に必要な周辺の非出願知財をライセンスすることで儲ける戦略

5

ここで重要な点は、①社外秘情報は無形資産であり知財にすることができること、②特許等産業財産権のみが知財であるかの『知財の捉え方』により、商品化に係わる貴重な情報を不正競争防止法(特許の権利法に対して行為法といい、事業準備や実施を行っていることを条件にノウハウ等営業秘密情報の不正取得や周知された商品のマネや誤認惹起行為等の不正行為を刑事及び民事で防止する法律)等で保護できる知財にしていないことです。

つまり、産業財産権だけでは事業商品(製品、サービス)はつくれず、守れず、逆に出願リスク(出願することで1.5年後に特許庁サーバーを通じて世界中に公開され、出願していない国ではこれを無料で使えることや改良発明に利用されるリスク)や高額な海外出願・権利維持費用がかかる属地権(出願して権利化した国で保護される国別の権利)であることを考慮すると、商品化に係わる情報の知財化については、出願知財だけではなく非出願知財を組み合わせて保護するトータルマネジメントが必要になります。図6はこれを示したものです。

営業秘密等の非出願知財の所管庁は、経済産業省経済産業政策局知的財産政策室です。筆者は2度ほど調査面談したことがあります。特許庁に比べて2桁以上少ない少人数(10数名職場)で頑張って全国をカバーしていますが、特許庁による知的財産調査報告を見ると、図7のように営業秘密に関する認知度は全ての業界において圧倒的に少ない状況にあります。

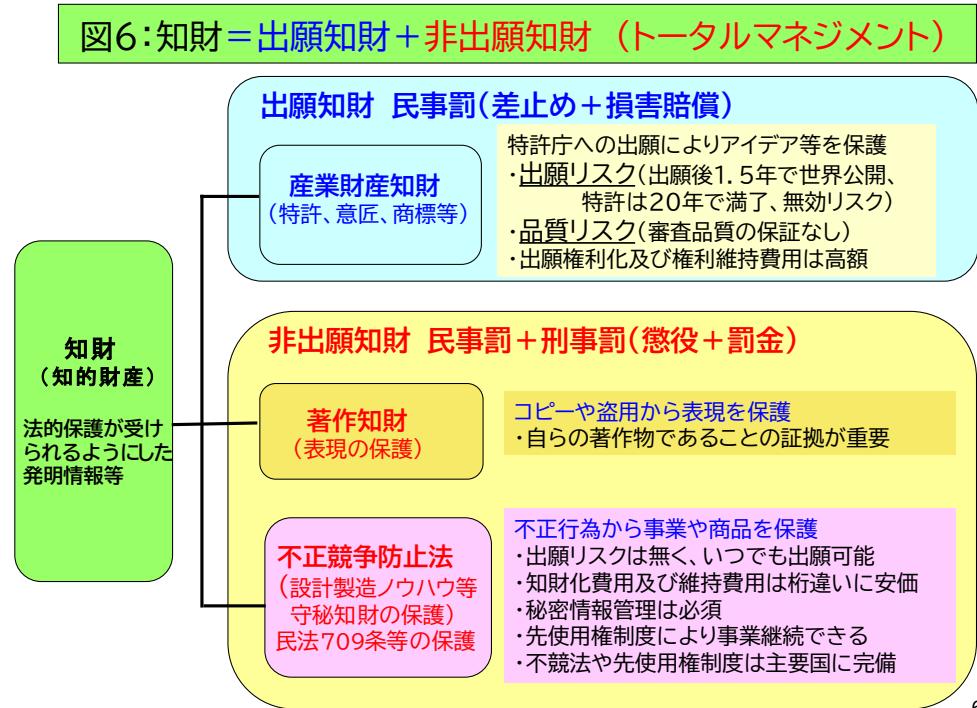
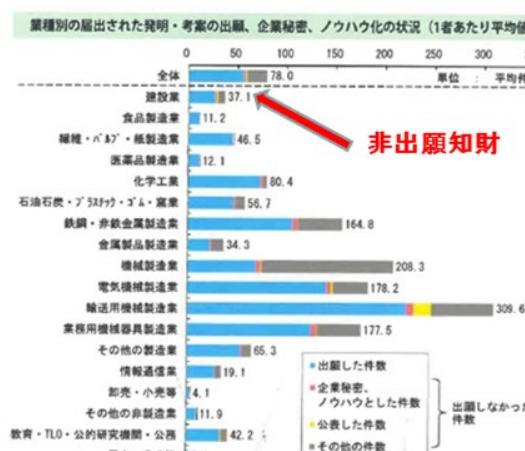


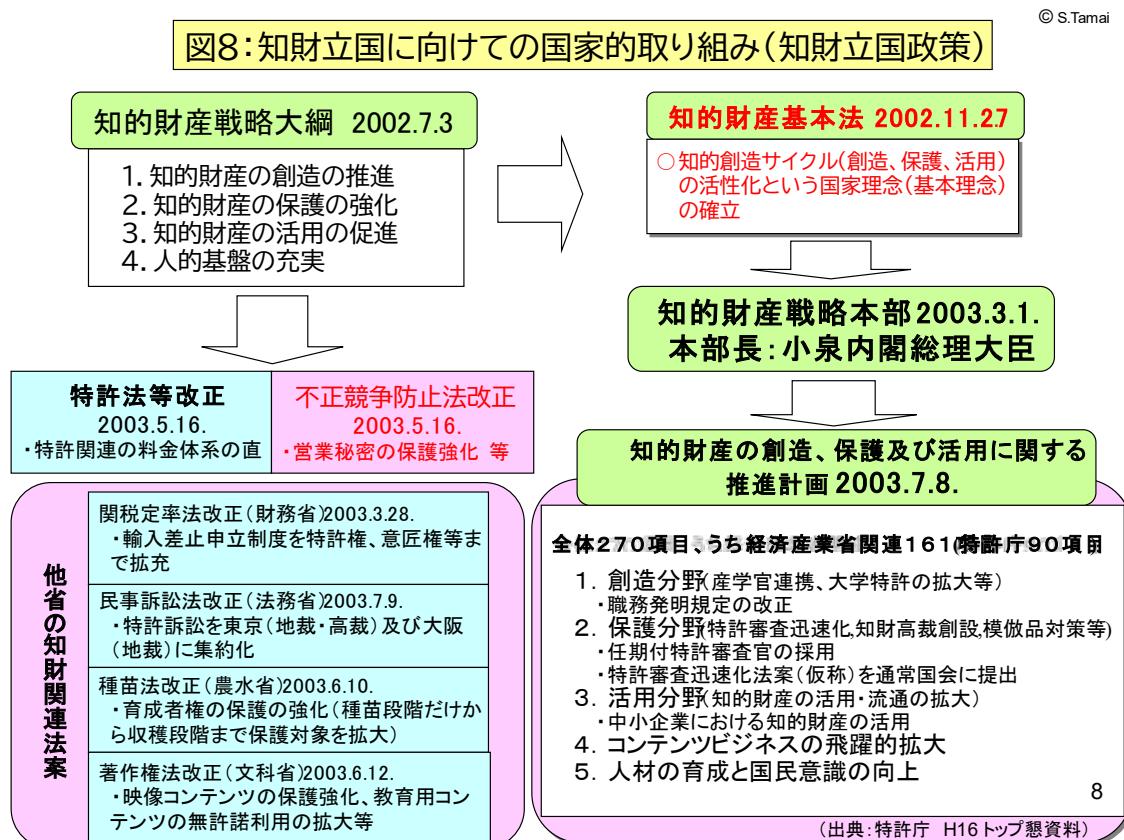
図7: 特許等の出願(青色)に比べ営業秘密等の非出願知財(オレンジ色)の認知度はあまりにも少ない



注: 上図では「うち、出願した件数」「うち、出願しなかった件数」を足し上げた値を表示。

(出典: 平成30年度知的財産報告書)

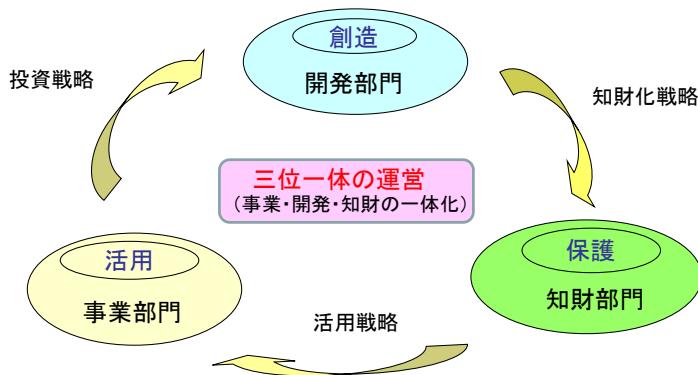
さて、政府は2002年に知識経済社会対応の一環として当時の荒井寿光特許庁長官の提言等を受け、図8に示す『知財立国政策』を策定し知的財産基本法を成立させ現在も継続しています。この政策は、図9に示すように知的創造サイクルの好循環化、事業商品と知財の一体運営(三位一体運営)、国民の知財意識の向上を重点政策として運営しています。



この政策は、毎年巨額の予算を付けて活動を継続していますが、依然として出願ありきの姿勢は変わらず営業秘密等の非出願知財の認知やその取り組みが進んでいません。営業秘密の相談窓口はあるものの具体的な知財化及びその保護・活用について運営する法人団体等がないため大企業でも実施されておらず(筆者の所属していたパナソニック等)、リストラ等に伴う人の流動化によって事業商品に係わる貴重な無形資産情報が流失して日本の競争力を大きく毀損している事実が多々見受けられます。大企業がこの状態ですから中小企業は推して知るべし状態です。企業の知財部員は特許ありきで営業秘密の保護にはタッチしません。

退職時に社内情報を他に漏らさない旨の誓約書にサインさせられますが、個々の機密情報を見つけることをして裁判において不正競争防止法違反で勝てるはずもなく、情報流失は止まりません。どの情報が社外秘情報(機密情報)に該当するかを社員に周知し、当該情報の存在や改ざんのないことを第三者機関に証してもらい、更にこれを秘密情報管理する仕組みを構築しないと貴重な社外秘情報の保護は困難です。

図9:知財立国政策の要点

◎知財立国の理念である**知的創造サイクルの好循環化**

- ◎三位一体の運用による知的創造サイクルの好循環化
- ◎特許審査の迅速化及び知財高裁の設置等: プロパテント政策
- ◎ノウハウ等の営業秘密の保護活用: 不正競争防止法の改正
- ◎国民の知財意識の向上(知財人材の育成を含む)

9

知財立国推進の立役者荒井元特許庁長官は、2016年に図10の著作『知財立国が危ない』で、出願ありきを改め営業秘密等の非出願知財の重要性を訴えましたが、状況変わっていません。

図10:特許(出願知財)は**出願リスク**がある
～特許出願はグローバル化に対応できるか～

出願情報は、特許出願日から1年半後に特許庁サーバから全世界に公開される仕組みである。

特許制度は国ごとの制度で、出願していない国では自由に使用することができる属地権である。

近時動燃の核圧縮技術に関する特許出願が全世界に公開され大きな問題になった。

知財立国の立役者である荒井元特許庁長官:
これから**の知財戦略**は、出願ありきではなく、
ブラックボックス技術として秘密情報にして守り
活用することが重要になる。

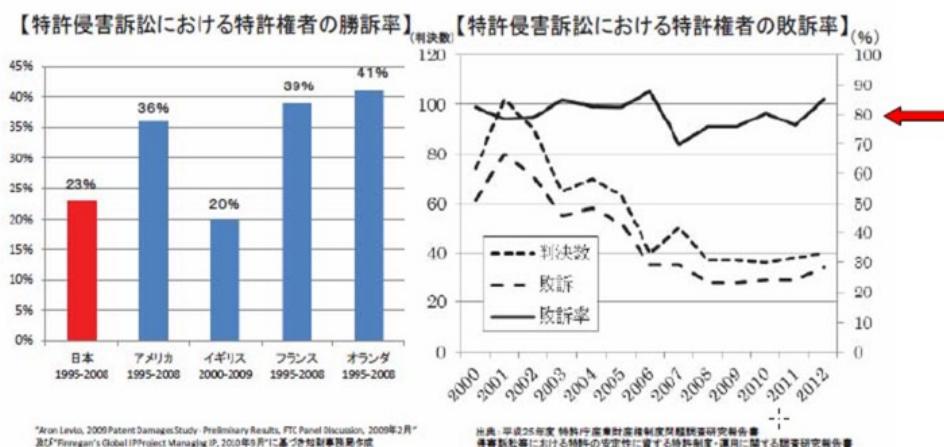
特許出願は、権利行使(調査・裁判・排除)を前提にすべきもので、
権利行使費用を担保しない出願は、金を使い情報をばら撒く行為。

10

また、特許出願リスクに加えて、特許権の権利行使においても図11のように特権権者の敗訴率は約8割との調査結果があります。特許訴訟は、『言葉の戦争』と言われるように、言葉の解釈問題(侵害／非侵害)や特許審査の不完全さ(全世界の先行公開情報を全て調べるのは困難)による特許無効問題があり、特にノウハウ方法を特許にする場合は動画や音声は使えないため言葉の限界に起因するリスクが必ずあります。(後述の協会登録の場合は、動画や音声等の全てのマルチメディアを併せて登録することができるためこのリスク回避の可能性が高い。)

図11:我が国における特許侵害訴訟の現状

- 我が国における特許侵害訴訟での特許権者の勝訴率(判決ベース)は、欧米と比べると低い。
- 2000年以降、我が国における特許権者の敗訴率は80%前後で推移。



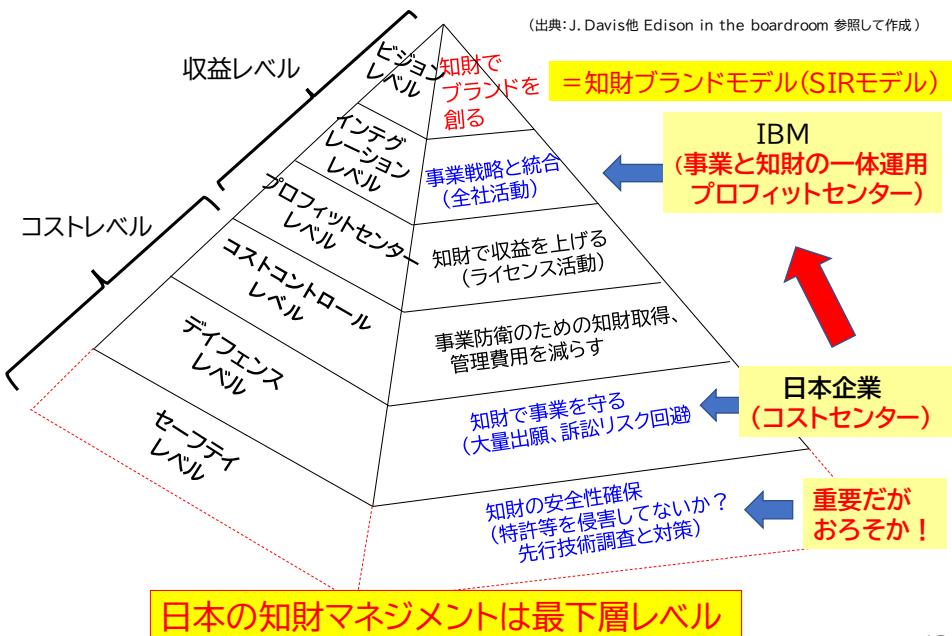
欧米では1990年代に無形資産や知財のマネジメントについての研究が盛んにおこなわれました。図12は、知財(特に特許)のマネジメントレベルを示す例です。日本の特許マネジメントレベルは、最下層に属し、現在でも大量出願によって事業を守るという非効率なレベルにあるとされています。

図13は、米国特許について特許取得件数と利益を株主資本利益率(ROE)で調べたもので、日本企業の特許件数が利益に結びついていない状況がわかります。現在でも知財部員は出願件数の多寡を競い利益貢献(知財は利益のドライバー)を顧みない、つまり特許と事業商品が別管理された乖離状態で、知財立国重点政策の三位一体運営は廻っていません。

大学知財の場合も、会計監査院が国立大学の特許収支を調査したところ全て赤字であったとのことです。160万件もある日本特許は、利益を生まず、企業価値にも貢献せず(図3のPBR)、多額の特許維持年金を支払うだけの財産ではなく負債になり下がっているようにもみえます。

また、モノの貿易収支とは別に技術貿易収支があります。技術貿易とは、出願知財や非出願知財を相手側に供与して得られる貿易収支です。日本は2000年ころに黒字になりましたが、ほとんどが自動車関連産業の親子間取引収入(海外の子会社への技術指導料(知財ライセンス料))です。今後は欧米のように親子間ではない他社との真のライセンス収益が求められます。

図12:知財マネジメントモデル(知財のピラミッド)



12

© S.Tamai

図13:知財活動が経営(事業・商品)貢献活動と乖離
本来目的である利益への貢献ではなく知財部門のための活動

特許取得件数と利益(ROE)

(出典:日本再生ビジョン(自民党本部 2014年5月作成))

米国特許取得ランキングと利益率(2013年)

順位	企業名	(国籍)	特許取得数	株主資本利益率(ROE)
1	IBM	(米国)	6809	79.1 %
2	サムスン電子	(韓国)	4676	18.8 *
3	キャノン	(日本)	3825	8.7 *
4	ソニー	(日本)	3098	2.0
5	マイクロソフト	(米国)	2660	30.1
6	パナソニック	(日本)	2601	-47.2
7	東芝	(日本)	2416	8.2
8	鴻海精密工業	(台湾)	2279	15.5 *
9	クアルコム	(米国)	2103	19.7
10	LG電子	(韓国)	1947	0.5 *

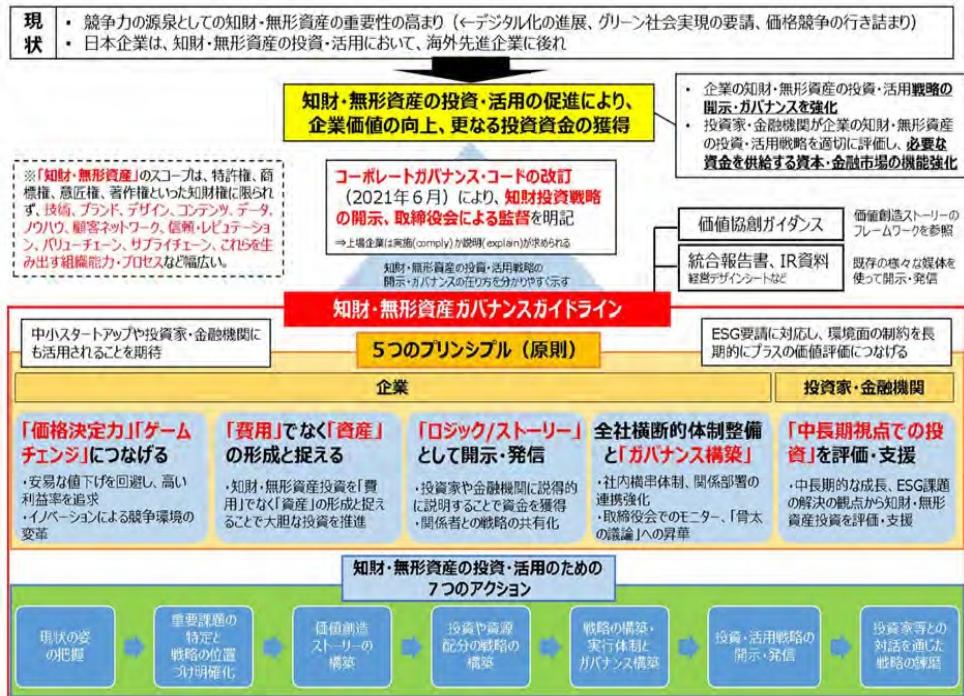
*「米国特許取得件数」: USPTOのデータ使用、「ROE」: トムソン・ワン・バンガード *は2012年

13

2022年になってやっと日本企業は海外と比べて知財及び無形資産マネジメント(企業価値の向上と投資活用戦略)において大きく遅れている状況にあることに鑑み、内閣府知財立国推進事務局を中心に図14に示す知財・無形資産ガバナンス指針が公開されるに至りました。

これは、協会の方向性と概ね一致していますが、知財の開示については異なります。

図14:知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン
(内閣府知財立国推進事務局)



14

図15は、現在の知財問題の根本原因を解明したものです。すなわち、現在は知財と商品が別管理されているために(知財と商品の乖離、知財部員は出願や係争管理のみを行い知財の利益貢献には無関心)、商品に使用されている知財(商品の機能・性能・品質等を担保する知財)について、従業員ですら知らず、いわんや市場の消費者は知る術もなく、知財による商品価値(知財利益貢献)も不明なままの価格付け、情報流失、ニセモノ横行、国民の知財意識の向上も図れない状況になっています。**知財情報開示の根本は、やはり商品と知財を結び付けた開示にすべき**であり、後述する知財(IP)コードを提唱するに至りました。

以上、協会設立背景の小括として、

① 知識経済社会においては、無形資産や知財の適正なマネジメントが求められるところ、

日本では、知財の捉え方が特許等の出願知財に偏重し、事業商品に関する社外秘情報も知財(非出願知財)にして保護活用する考えが希薄なため、バランスを欠いた知財マネジメント状態にあり、貴重な社外秘情報の流失盗用が後を絶たず競争力の低下を招いていることや企業価値(株価やPBR値)も低い状況にあります。

- ② 知財立国政策で定めた重点政策の三位一体知的創造サイクルは事業商品と知財の別管理（知財と商品の乖離）のために廻らず（知財が利益ドライバーとして機能せず）、知財が身近な商品と関連付けられて（商品への知財表示等）いないため、国民の知財意識の向上も図られていません。
- ③ 更に、出願知財（特許等）だけで見てもその利益貢献には大きな課題があります。このため出願制度は、出願業界（特許庁や出願系弁護士や弁理士及び出願に係わる調査企業等）のための制度であるとの厳しい指摘も見られます。
- ④ これらを解決する新しい知財モデルやそれを実行する具体策を持つ団体もないため、このままでは日本は知識経済社会に順応できず、長く沈滞するものと想定されます。

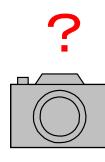
⇒従ってこの状況を開拓する公益的な知財団体の出現が求められる状況にありました。

© S.Tamai

図15:知財と商品の乖離が諸問題の根本原因

商品（製品、サービス）価値を担保する知財を知財（IP）コードを用いて商品等に印刷添付して表記する知財・商品一体化表示

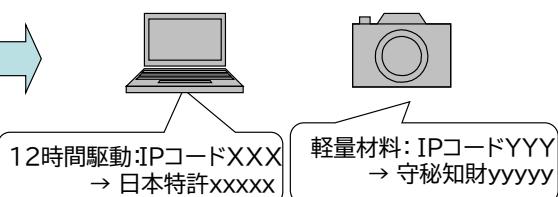
商品に使用している知財が不明
(知財と商品の別管理)



?

?

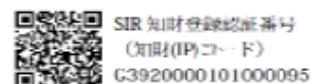
商品価値を担保する知財を
知財（IP）コードを用いて表記



- 知財が利益に結びついていない
- ニセモノ対策・技術流失の防止・
国民の知財意識の向上が困難
- 知財立国の理念である知的創造
サイクルが廻らない

従来の課題を解決する知財表記

知財（IP）コード表記例



15

また筆者は、パナソニック在職中に、特許出願300件、発明協会から2度も表彰され、半導体事業部では、特許収支改善の戦略タスクフォース責任者として技術者約3000人を対象に毎月10年かけて特許マネジメントを実行し、日米での特許交渉や裁判を通じて累計1000億円のライセンス料支払いに係わる特許収支改善に成功した実績があります。しかし、この活動を通じて特許だけが知財であるとする考え方に対する疑問を持つと共に非出願

技術ノウハウ等の情報保護が全くできていないことにも気づきました。

更に、排他独占ではなく不正防止(適正なライセンス料の支払いによる共栄)によって、止揚的に知財の保護・活用が達成できるのではないかという思いにも至りました。

【協会の目的及び主な活動内容】

協会は、前述の背景を踏まえ、日本の抱える知財課題の解決と知財立国政策推進に対して主に非出願知財面から補完支援するために2013年に任意団体として設立、2016年内閣府所管の公益社団法人に認定されて現在に至っています。解決すべき課題は多岐に亘りますが、重複を恐れずにその中核をなすものを列記します。

1. 事業商品(製品、サービス)と知財が別管理され(商品と知財の乖離)、知財部門は出願知財のみが知財であるとの認識で、知財投資効率(ROI)や知財利益を考慮せず出願件数の多寡を競う状況にあり、知財が利益やブランド及び企業価値形成に貢献できていない状況(商品と知財の一体運営マネジメントの不足)。また、知財情報開示の取り組みも知財方針や出願件数等の開示に留まり、利益への貢献が不明で事業商品や企業価値の評価にも役立っていない。

2. 知財の捉え方が、出願知財(産業財産権)のみに偏重され、商品の品質・性能・コスト等の商品差別化に係わる社外秘情報(無形資産)を知財と捉えて保護し活用していない。

知財立国政策の理念の知的創造サイクル(図9:三位一体の運営)において、知財の創造が技術発明だけに偏り、商品に係わる社外秘情報(無形資産情報)を含めていないことや知財保護でも出願リスクのある特許等に限られ、退職社員等の人を通じた事業商品に係わる社外秘情報の流失盗用等の不正行為を防止できていない。

3. 国民が身近な商品を通じて容易にその知財意識を高める仕組みがないため(商品等への知財表記や添付がなく、稀にある特許番号表示ではその概要を知るのは困難)、知財立国で言う国民の知財意識の向上や知財情報開示、ニセモノ対策、知財利益確保、ブランド及び企業価値形成につながっていない。

協会はこれら課題を総合的に解決するために設立されました。なお、公益法人に移行後にマネジメントの重要性に鑑みて、名称を知財登録協会から知財経営協会に変更しました。

協会事業としては、下記の2つの事業を行い、収益事業は行っておらず、協会収入は会費と寄付のみで賄っています。

① 公益目的事業として、知財に関する調査研究啓発事業(公1事業)。

国内外の大学、行政機関、企業、文化施設等への知財マネジメント調査及び知財革新や制度調査を行い、この結果を公開セミナーや知財情報誌や論文等で国民に啓発する活動と後述の②の事業に係わる知財(IP)コードを活用した知財利益・ブランド形成検証研究と国民の知財意識向上及び知財制度等に関する研究(知財ブランドモデル研究等)。

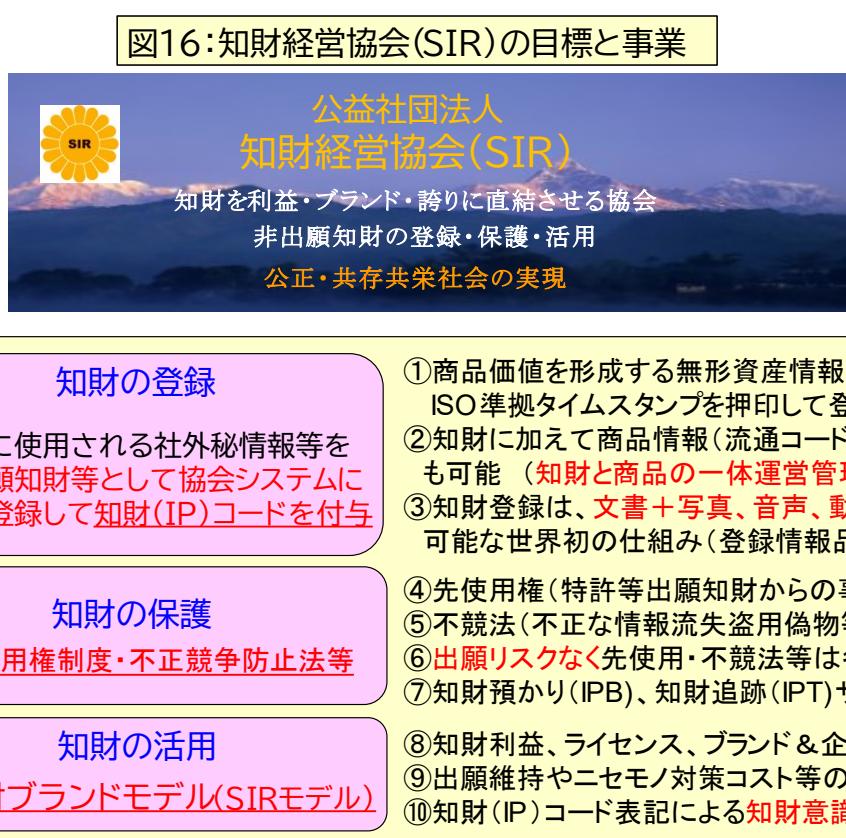
② 他1事業として、知財に関する登録保護活用事業(他1事業)

会員が事業商品(製品、サービス)に使用する社外秘情報を非出願知財として知財登録し

活用するための知財登録システムを提供、知財登録はこれを使う商品の概要や商品流通コード等を紐付けて登録可能、知財登録時に知財識別認証番号である知財(IP)コードを付与し、ニセモノ対策や知財ライセンス支援等に活用。

協会は、**知財専門弁護士を含む複数の弁護士や大学名誉教授やIT企業代表等からなる支援メンバー**(賛助員:アドバイザリーボードメンバーと称し協会ホームページに公表)によって適正・適法・円滑な運営を図っています。

図16は、協会の目的と事業概要を端的に示したものです。上記2つの事業による**無形資産&知財マネジメント革新(『知財パラダイムシフト』)**を通して、知財(出願及び非出願知財含む)を利益・ブランド(企業価値等)・社員や顧客の誇りに直結させ、この活動を通して公正・共栄社会を実現することを目標にしています。



この図の知財登録と保護と活用は図9の知財立国政策の理念である『知的創造サイクル』と重なる概念です。知財の登録とは、商品に使用される社外秘情報(無形資産)を非出願知財等として協会の知財登録システムを利用して登録すると、協会から登録の証として知財識別認証番号である知財(IP)コードを付与する仕組みです。これは実用新案出願を特許庁に行った際その登録番号が付与されるのと似ています。特許庁への出願はその保護法に該当する情報しかできません。例えば仕入情報や設備情報や顧客情報等は出願できませんが、**協会の知財登**

録はその制限がなくあらゆる無形資産情報(文書、図面のみならず写真、音声、動画等のデジタル化できる一切の情報)を登録できることを特徴とし、出願リスクもなく極めて低成本です。

これによって、言葉の解釈問題を補完し、言葉や文章では表現しがたい情報(ノウハウ、技芸、後述する図20の文化発明等)の登録も可能になるという極めて優れた特徴を持っています。

更に、知財登録時に関連商品と紐付けて登録できること(商品概要や流通コード(部品の場合は部品コード等))により**知財と商品の一体管理が可能**になる特徴を持っています。

また、一つの商品に特許、商標や製造ノウハウ等の複数の知財を登録した場合は、各々に知財(IP)コードが付与されると共にこれらを紐付けしてグループ化したグループ知財コードを代表コードとして付与しこれを商品に代表して印刷することも可能です。

知財の保護について、**知財登録した情報は、先使用権制度や不正競争防止法や著作権法を含む知財関連法令で保護されます**。また、知財登録時には**国際標準のISO準拠タイムスタンプ(RFC3161タイムスタンプ)**押印により登録日時やその後の改ざんがないことを証明できる仕組みになっています。先使用権制度や不正競争防止法や著作権法は、WTO加盟国を含めた主要国で法整備が整ってきてています。産業財産権が出願国でしか保護されない属地権であるのに対して、これらは国境を超える権利として非属地権的性格を持っています。

上記タイムスタンプと先使用権制度により非出願知財商品が特許等の産業財産権によって排除されず事業継続が可能になることや不正競争防止法等で保護される各種不正行為から事業商品を守ることができます。またこの知財登録を利用すれば、人材流動による社外秘情報の流失も防止でき、優位な立場にある取引先による中小企業等のノウハウ情報等の搾取の防止にも役立ちます。更に、公証人役場に守秘知財情報を預けるよりも簡便安価に協会に知財登録情報を預けること(知財の預け入れ:知財バンクIPB)や、商品に印刷されたQRコードの市場読み取り情報から当該商品の追跡をすること(知財追跡サービス:IPT、商品横流しやニセモノ対策等)も可能になります。

知財活用については、知財(IP)コードによる知財利益の確保や知財使用商品としてのブランド形成並びに当該コードを活用した国内外へのライセンス活用や国民の知財意識の向上への貢献が可能です。特許等の産業財産権も知財登録も1件の価値は同じで、事業商品に係わる知財件数の比率は非出願知財の方が桁違いに多いためライセンス契約的にも知財保有数量として有利に作用することが考えられます。

図17は、知財(IP)コードの構成と意義役割を示したもので、知財(IP)コードは、この図のように商品バーコードに似た体系を取ります。構成は、名称(SIR 知財登録認証番号)とコード(知財の種別(1桁、非出願知財、出願知財(特許、新案、商標、意匠)、グループ知財)、国コード(3桁)、企業コード(7桁)、情報コード(5桁)、CD(1桁)の合計17桁)と QR コード(知財登録表紙 PDF(知財書誌情報)への URL 記載)で構成されます。**このコードは、世界初の協会独自の知財識別コード**ですが、将来的には世界展開可能な構成で設計されているため世界標準にすることが可能です。また、従来の特許番号のような表示ではなく、QRコードをスマートフォン等で読みませると簡単に知財概要(但し守秘知財は詳細内容ではなく知財名称と登録者等)と商品概要

にアクセスできる仕組みになっています。

これによって、消費者が誰でもどこでも身近な商品を通じてスマホ等で当該情報にアクセスできるので知財立国政策で言う国民の知財意識の向上や商品の知財価値評価(知財利益の確保)にも役立てられます。

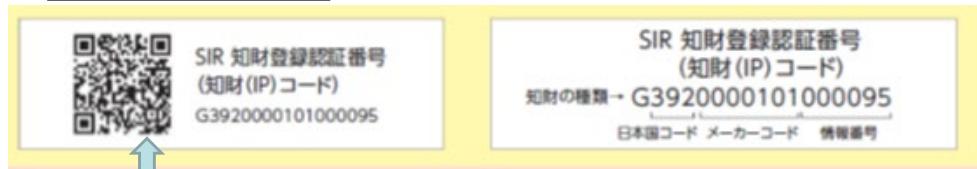
今まで利益の考え方において、商品の性能機能品質を担保する知財に基づく利益という捉え方が希薄で、コストに利益分何%を上乗せした価格付けが行われてきましたが、この知財(IP)コード(QRコード)読み取りによって、例えば、世界初 XX 機能に関する知財1, YY 性能を担保する知財2、手の取りやすいデザイン知財3 等が明確になるので、これらに見合う知財利益として価格付けに反映できることや、ライセンスにおいてはライセンス先が当該商品に係わる全ての商品化情報(非出願知財等)を入手できるので、当該商品の開発コストや開発時間や開発リスクを回避し確実・短期に事業商品の立ち上げができるメリットの引き換えとしてのライセンス料設定が可能になります。これにより世界各国で相手側資本で事業を行う知財活用モデル(コカ・コーラモデル等)が可能となりその知財収益は膨大になります。

IPI & SIR2

© S.Tamai

図17:知財(IP)コードの意義役割 ～第三者機関(公益法人)による知財識別認証番号～

知財(IP)コードとは



知財(IP)コードの役割

- | | |
|----|---|
| 保護 | <ul style="list-style-type: none">・先使用権制度 & 不正競争防止法等の担保明示(係争における証拠)・社員等による知財流失や盗用防止(社外秘情報の知財保護)・ニセモノ対策(知財コードによる知財使用商品追跡)・優位な立場を利用した知財搾取や横取り防止(米国A社の事例)・知財預かり(知財バンク:IPB、公証役場等の代替え)・低コスト高信頼(1件年間千円相当、ISO準拠タイムスタンプ) |
| 活用 | <ul style="list-style-type: none">・知財使用商品やチラシ等に印刷してブランド形成(知財ブランドモデル)・知財ライセンスとしての活用(商品化知財情報の提供担保)・国民の知財意識向上(知財表記とQRコードによる情報取得) |

17

この知財(IP)コードの活用研究を**知財ブランドモデル**(知財によるブランド形成モデル:SIR モデル)と名付けて、知財利益への貢献、ブランド(企業価値)形成、知財価値評価、国民の知財意識向上、知的創造サイクル評価、ニセモノ及び不正対策等について現在会員企業等と共に実証研究中です。

図18は、知財(IP)コードを健康食品のパッケージに印刷した事例です。現在知財登録数は累計500件を超え、このような商品への印刷添付も累計100件以上になりますが、まだまだ母数が少なくもう2桁程度増やさないと研究成果や論文には結実しない状況にあります。また、協会登録知財の海外ライセンス活動も複数の企業と共に推進中です。これらの活動を通じて知財マネジメントができる知財人材を育成して、10年後には、企業収益の半分程度をこの知財利益や知財ライセンス収益で賄うようにする計画です。

ここで、知財登録について、国家等の認定法令、協会標準と協会独自のものを整理します。

○国家による法律法令:先使用権制度、不正競争防止法、著作権法等(各国でも整備)

○国際標準(ISO):RFC3161準拠タイムスタンプ

○協会独自：知財(IP)コード（世界標準バーコード体系に似た体系を持ち世界標準を目指す）

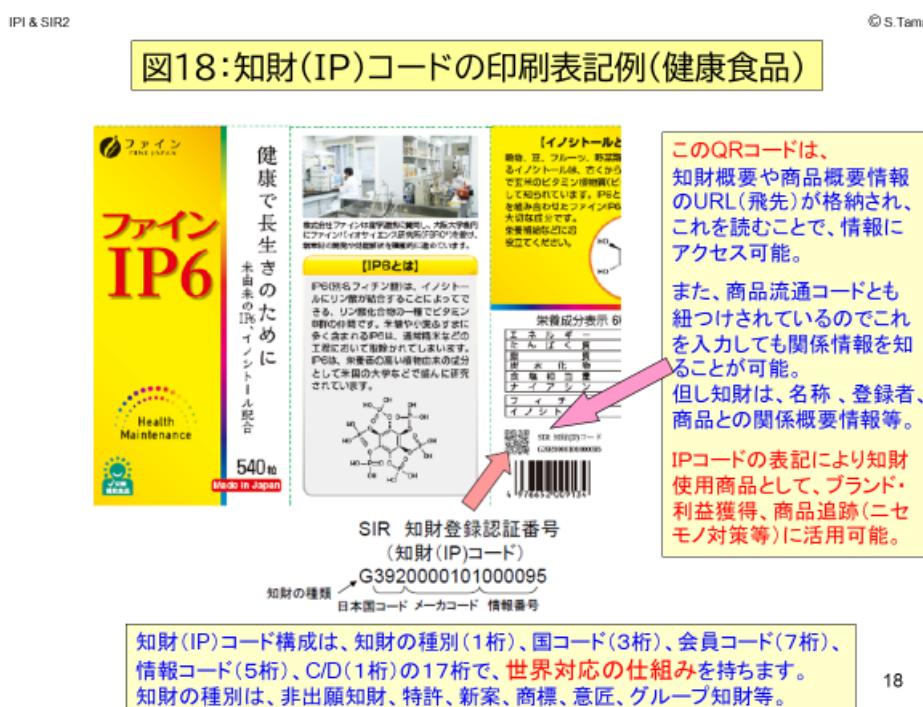


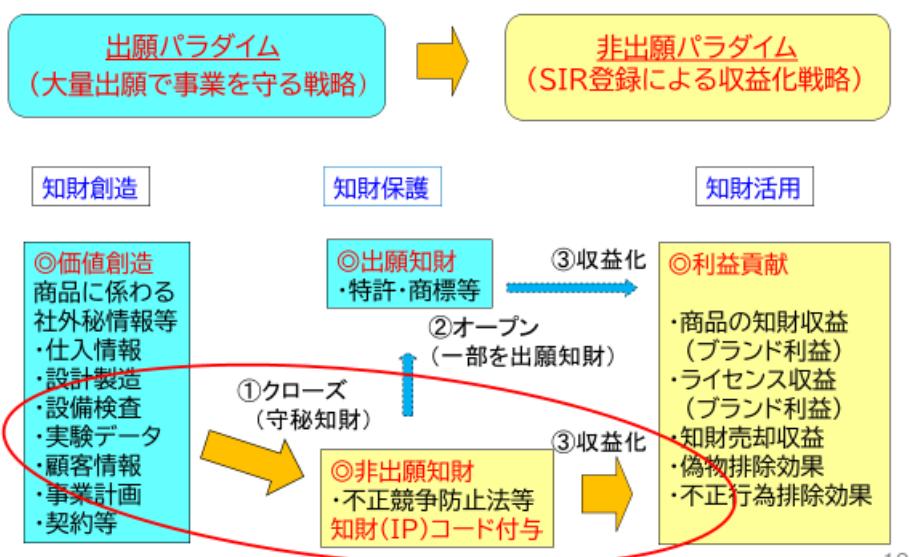
図19は、協会の唱える知財の方向性つまり知財戦略・知財パラダイムシフトを示したもので
す。現在の先ずは出願という出願パラダイムは、出願リスクや投資効率の非効率さ等から時代
遅れと言わざるを得ません。これを180度変えて知財で稼ぐ知財活用に舵を切る必要があります。
このためには、縷々述べてきたように、先ずは事業商品に係わる全ての社外秘情報(無形資産情報)
を非出願知財として知財登録して知財化すること、次にこの中から必要に応じて
出願すべきものを出願知財として出願する、『知財のクローズ(非出願)アンドオープン(出願)
へのパラダイムシフト』を取るべきです。知財で最も重要な点は、知財活用による利益への貢献
です。この知財利益を得るには、知財(IP)コード表記によって、知財使用商品であることを明
示して知財利益として計上して価格付けすることや知財(IP)コードによるニセモノ防止や情報

の不正流失等の防止による利益貢献と国内外への非出願知財等のライセンス供与収益化です。

協会は知財規定書策定や国際ライセンス契約活動についてもサポートしています。知財のような無形資産情報は使っていく上で、知財先進国や企業に伍する**競争力のある知財経営マネジメント(知財利益獲得)**が求められ、これをサポートするのが協会の存在意義ともなります。

図20は、知財の保護活用対象として、技術(工業)発明のみならず文化発明(文化知財)も対象になることを示した図です。産業知財や文化知財として知財登録が可能です。特に文化発明に属する技芸(武芸や舞踊や華道や整形等)や歌い方や指揮法や料理法等の言葉では表現困難な情報について、これを写真や音声や動画等によって知財登録することが可能ですが、**登録方法や容量制限等について改良開発が必要です**。著作権保護についても、知財登録してタイムスタンプを押すことによってその著作物の創作日時の証明を明確にできるメリットがあります。

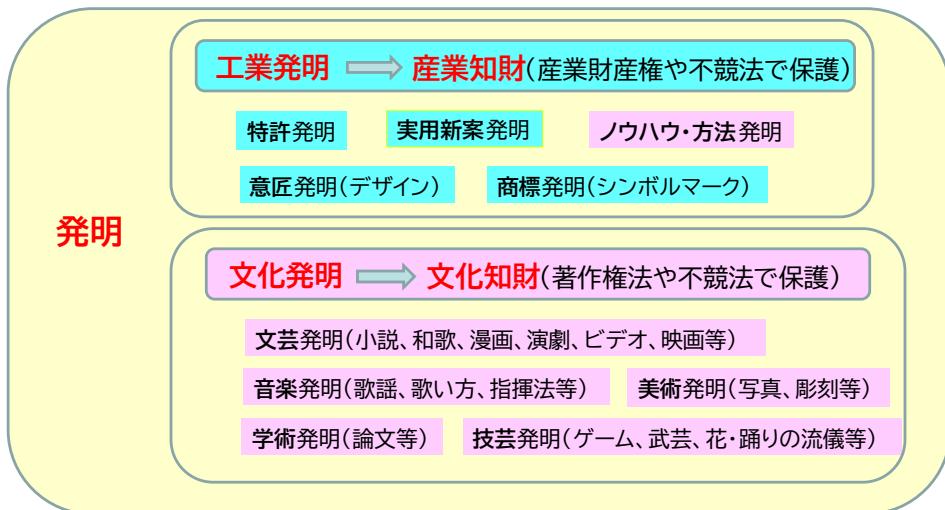
図19:知財パラダイムシフト
～出願偏重からの脱却し、知財ブランド経営へ～



19

図20:工業発明も文化発明も知財登録可能
～発明とは人による新規な創作物や方法～

:産業知財(出願知財)
:登録知財(非出願知財)



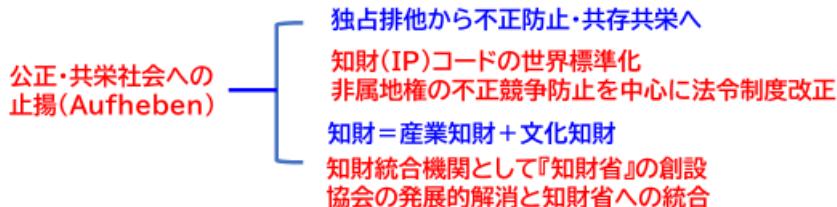
20

図21は、今後の協会の目指す姿(Vision&Mission)を示したものです。
2035年には、知財(IP)コードの普及と知財ブランドモデルの検証、2050年までには、産業知財と文化知財を統合的に扱える知財統合省なる知財省の創設が期待されます。
この時には協会はその役目を終え発展的に解消してこれに組み込まれます。
また、今後の知財へのAI応用は極めて重要な課題です。ネット上にある各種商品情報に対する知財侵害発見や知財登録及び特許庁における先行調査等において、発明等の新規性や進歩性の判断補助としても役立てることが可能です。更に、知財(IP)コードの海外展開(外国語対応等)にもAI活用が必要となるでしょう。

図21:SIRの目指す姿(Vision & Mission of SIR)

◎2035年プラン(アクション35):知財(IP)コード・知財プランモデル普及

◎2050年プラン(アクション50):知財統合の実現(産業発明+文化発明)



知財登録(IPコード) + 知財バンク(IPB) + 知財追跡(IPT)



知財AIの開発・実装と実用化

21

以上、協会の目標及び事業内容の概要を説明しました。

協会は今年で公益認定10年の節目に当たります。まだまだ資金や組織的にみて小さい状況で、特に資金面(システム開発費のねん出等)に課題があります。

知財登録については、現状可能ではあるものの、複数のソフトのインストールと複雑な手順操作が必要な問題や民間事業者タイムスタンプ利用による保守上及びOS制限等(Mac等に非対応)の課題があります。

また、今後の文化知財のような音声・動画等の大容量情報の知財登録にはタイムスタンプ認証アクセスやサーバー容量の課題があり、この課題の解決と上記で述べた登録操作の簡便化(複数ソフトをインストールすることなくクリック操作により誰でも簡易確実に知財登録等ができること)やMacやLinuxのOSにも対応可能なことが利活用及び普及上の大きな課題であり、この開発には助成金を活用したいと考えています。

次に協会活動の具体内容について、その概要と事例を以下に記します。

(公1事業) 知財に関する調査研究啓発事業

1. 調査活動

【大学機関】東京大学(知財関係教授)、京都大学(知財関係教授)、大阪大学(知財本部長)、山形大学(知財関係担当教授)、大阪工業大学(知財学科科長)、九州産業大学(学長及び知財担当室長)、国立民族学博物館(教授)、マンチェスター大学(产学連携担当)、リーズ大学(产学連携室)、ハノイ工科大学(产学連携室)等との面談調査。

【省庁及び公的団体】内閣府知財戦略推進事務局(課長補佐)、経済産業省知財政策室(担当)、特許庁(企画担当)、中小企業庁本部(担当課長)、中小機構近畿(本部長等)、笠川平和財団(理事長等)、近畿弁理士会(担当弁理士)、大阪地検特捜部(知財関係検事)、大阪商工会議所(担当課長)、新見商工会議所(担当課長)、松山商工会議所(担当課長)、愛媛県産業総合研究所(元所長)、NHK(理事)、大阪商工会議所(総務課長)、大阪証券取引所(総務)、中小企業金融公庫(所長及び総務課長)、大阪工業会(部長)等との面談調査

【民間企業等】三井物産(会長及び知財部長)、パナソニック(知財本部長)、新日鉄(知財部長)、国内外の知財弁護士弁理士事務所、阪大ベンチャーキャピタル(社長等)、会員含む企業50数社、文化財施設等との面談調査

(結果)

協会の活動趣旨について賛同するご意見が多数ある一方で異論はなかった。

2. 知財ブランドモデル研究活動

会員企業と連携して商品への知財(IP)コード付与と海外ライセンスへの応用展開の研究中。
詐欺特許及び知財に係わる大学研究不正に対する刑事罰の実地研究実施。

3. 啓発活動(設立前準備期間を一部含む、論文等の内容は日本の知財課題、解決策(知財ブランドモデル等)、知財価値評価、知財品質問題等を含み当方氏名で検索可能今回は題名省略)

- ①書籍、論文、知財情報誌及び[協会ホームページの知財インテリジェンス欄](#)による啓発
- ・書籍(知財戦略経営概論、知財インテリジェンス) 日本図書館協会選定図書等 [図22](#)
 - ・日本知財学会誌 Vol4.no2/2008
 - ・生産と技術誌(大阪大学生産技術振興協会)65号4号/2013年
 - ・表面技術誌(表面処理学会) 65巻5号/2014
 - ・知財管理誌(日本知的財産協会) 63号4号/2013年
 - ・パテント誌(日本弁理士会) 書評 PR 65号4号/2011年
 - ・知財情報誌『創』 2015年15号から 2025年4月41号までの合計27誌に論文掲載
最近の論文例 創41号 2025年4月号添付資料2(創41号出願知財と協会登録知財比較)
・創誌に知財登録情報事例(知財コード)の紹介記事掲載 事例 [図23、図24、図25](#)

4. 新聞報道

- ・産経新聞社 夕刊1ページ全面に6回にわたり協会知財記事を連載
- ・日経新聞社 全国版に協会活動の紹介記事
- ・ラジオ大阪取材 知財ブランドモデルの紹介

5. 協会主催の公開知財啓発セミナー

2016年から2025年まで毎年原則として春秋に開催 [図26、図27](#) はそのチラシ例

6. 各地での講演会等

- ・大阪商工会議所講演 チラシ(26ページに記載)
- ・近畿弁理士会での知財経営講演
- ・大阪大学生産技術振興協会知財分科会における講演と討議 累計8回
- ・大阪証券取引所での講演
- ・大阪工業会での講演
- ・国立民族学博物館での講演
- ・阪大ベンチャーキャピタルでの講演
- ・各地(東京、浜松、大阪、岡山、高知等)での講演 多数

(結果)

以上の活動を通じて、知財の考え方や理解が深まったとの賛同の声が多数ありましたが、特段の異論はなかった。

IPI & SIR2

© S.Tamai

図22:理事長の著作図書

○参考書の紹介

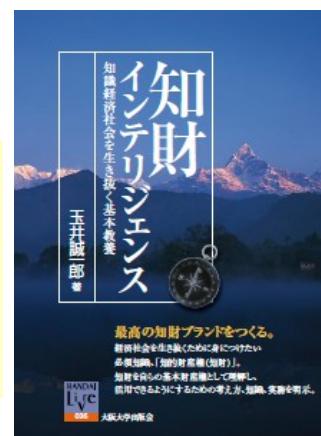
- ・知識経済社会を生き抜くための知財に関する
体系的且つ実践的な基本教養書&教科書

(社)日本図書館協会 選定図書
日本知的財産協会(JIPA) 推薦図書

『知財インテリジェンス』

大阪大学出版会刊、320ページ、税抜 2,000円

電子書籍、<http://www.shinanobook.com/> 税込 1,000円



姉妹書 『知財戦略経営概論』(日刊工業新聞社刊) 税抜 3,000円

- 協会HPの知財インテリジェンス欄に、知財に関する小論文や新聞・放送機関で報道された有用情報があります。

<https://www.ipbrand.org/link.html>

- 知財相談や入会などに関するお問い合わせは下記メールで受け付けています。

staff@ipbrand.org

22

図23:知財情報誌『創』の掲載例 表題

フジキン発行の知財情報誌創
毎号3万部、年間3~4回発行

S.Tamai

New テクノマート

出願によらない知財の保護・活用 (知財パラダイムシフト)

**知財(IP)コードを製品に付与することで
事前に、積極的に、不正競争防止を図ります。**

**出願・維持コストといった見えるコストの削減とともに、
係争リスク低減に繋がる(自制を働き掛ける)ことで
見えないコストの削減も図ることができます。**



SIR 知財登録認証番号
(知財(IP)コード)
G3920000101000095

SIR 知財登録認証番号
(知財(IP)コード)
知財の種類→ G3920000101000095
日本国コード メーカーコード 情報番号

公益社団法人
知財登録協会(SIR)
(旧名: 知財ブランド協会 The Society of Invention Registration)

入会情報(会員種別・会費等)と入会手続きはこちらから
<http://www.ipbrand.org/Information/application.html>
又は、協会HPの「入会等のご案内」から容易に行えます。
公益社団法人 知財登録協会(SIR)
〒533-0021 大阪市東淀川区下新庄5-7-8 (株)ファインビル内
Tel:050-5883-3564 Mail:staff@ipbrand.org (お問い合わせメール)
HP:<http://www.ipbrand.org> (HPからすべてが行えます)

23

図24:知財情報誌『創』の掲載例 1

公益社団法人
知財登録協会(SIR)

登録知財(非出願知財)情報紹介

**従来の次亜塩素酸より、
食中毒やインフルエンザ等の感染症防止を
各段に高めた製品**

■ 技術内容
次亜塩素酸はタンパク質など有機物と接触すると分解され、殺菌効果が失われる欠点があった。本製品は独自の発明技術により、保健所の推奨する塩素濃度において、pH値等を制御することにより、たんぱく質や油分等有機物の分解・洗浄効果を加速し、従来の次亜塩素酸製品より安全性や殺菌効果を格段に高めた製品です。

■ 用途
調理器具、食品加工器の洗浄殺菌。トイレ、手すり、ドアノブ等人が日常手に触れる所を常時清掃殺菌し、厨房、食品加工場内に食中毒菌などを入れない。また、介護施設、保育園、幼稚園など各施設のインフルエンザ等の感染症防止。

SIR 知財登録認証番号 (知財(IP)コード)	
S3920000262181015	
権利所有者 株式会社マツノ 代表取締役社長 松野 功	
問合せ先 株式会社マツノ 代表取締役社長 松野 功 TEL:053-414-0088 E-mail: imc88@dolphin.ocn.ne.jp	

生活

環境

「シンクの排水口」

洗浄前



一般生菌数 2億7000万個

洗浄後



一般生菌数 300個未満

■ 効果
トイレ: 洗浄前一般性菌6200個が300個未満に減少
シンクの排水口: 洗浄前一般生菌2億7千万個が300個未満に減少

■ PR
日常、人が手に触れる所に噴霧し拭き取ることで、汚れの洗浄と同時に殺菌(除菌)する

ことが出来ます。
(製品の主な特長)
* 次亜塩素酸の濃度が長期に安定。
* 衣類の漂白性がほとんどない。
* ステンレスの腐食がほとんどない。
* 手荒れがほとんどない。
* 塩素臭が僅かで短時間で消える。
* 安全性が高い。

24

図25:知財情報誌『創』の掲載例 2

**公益社団法人
知財登録協会 (SIR)**

登録知財(非出願知財)情報紹介

**独自技術により吸収が良く沸騰させても
水素イオンが無くならない
健康と若さ維持のための水素イオン水および水素イオン炭酸水**

SIR 知財登録認証番号(知財(IP)コード)	
T3920000232101034	S3920000232101043
権利所有者 株式会社オクト	
問合せ先 株式会社オクト TEL:078-306-0408 E-mail:octinc@myad.jp	

食品 生活 環境

■ 技術内容
水素は、生体内的活性酸素やフリーラジカルを還元させ、水にして排出するので健康維持に良いとされているが、従来のものは水素が抜けやすく体内の吸収性にも課題があった。本商品は、天然水である“神戸布引の水”に独自技術で水素イオンを添加させたもので、常温のみならず沸騰させても水素イオンが抜けず抗酸化作用が長期間維持されること、水素イオン濃度が高く質量が多いため水構造が小さく繋がりが強く体内への吸収性が高いことを特徴とした画期的な商品である。さらに、ダイエットや整腸作用に効果があるとされる炭酸を高濃度に加えた水素イオン炭酸水も商品している。

■ 用途
日常の健康・美容維持、抗がん剤等の副作用軽減。

■ 効果
飲み薬と共に飲用すると吸収効果が高まり投薬効果が促進する。国立大学医学部との共同予備実験結果では、利尿効果が確認されているほか、がん専門医療機関や多くのがん患者より抗がん剤副作用の軽減が図れるとの意見報告が寄せられている。また、月刊誌「Newton」の2012年12月号記事で、水素イオンは肝機能の働きを助け体温を保つことが紹介されている。

■ PR
健康・美容以外にも、環境工業用途として放射能除染や半導体等の洗浄に関する多くの技術を保有していますのでお問い合わせください。

25

図26:講演会案内例 1 2016 SIRシンポジウム ～パラダイムシフトの発想～

公益社団法人知財登録協会（SIR）は、公益目的事業である知財に関する調査研究啓発活動の一環として、「パラダイムシフトの発想」と題するシンポジウム（講演会）を行います。ノーベル賞受賞者中村修二教授をお迎えして、イノベーション並びにその成果である知財情報の保護活用等について、一般市民及び大学関係者に対して意義深い啓発を行います。

日時 2016年9月30日(金)13:00～16:40

会場 大阪大学吹田キャンパス 銀杏会館 3Fホール

交流会 銀杏会館2Fミネルバ(参加費5000円、定員50名)

定員250名

参加費無料

【主催】 公益社団法人知財登録協会（SIR）

【後援】 大阪大学21世紀懇親会、一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）関西支部、

グローバル人材育成センター（G-JC）、株式会社ファイン、株式会社オクト



玉井誠一郎先生
SIR 会長(兼)理事長



中村修二先生
カリフォルニア大学
サンタバーバラ校・教授
2014年ノーベル物理学賞受賞



加納剛太先生
京都工芸総合大学客員教授
高知工科大学名誉教授



徳増有治先生
大阪大学大学院
医学系研究科特任教授



吉田繁治先生
Systems Research 代表
経営コンサルタント

図27:講演会案内例 2

SIR シンポジウム パラダイムシフトの発想 2019

公益社団法人知財登録協会（SIR）は、公益目的事業の一環として「パラダイムシフトの発想 2019シンポジウム」を実施します。今回は、関西屈指の専門医療機関である大阪国際がんセンター総長松浦成昭先生をゲストスピーカーにお迎えし最新のがん治療や研究についてご講演を願い、イノベーション並びにその成果物である知財情報の保護活用等について先駆的な講演論議を行います。

日時 2019年10月9日（水）開場 13:00、講演 13:30～16:30

会場 大阪大学中之島センター10F 佐治記念ホール
(https://www.onc.osaka-u.ac.jp/others/map/img/map_jn.pdf)

交流会 同センター9Fレストラン 17:00～19:00
会費5000円（会員3000円）定員50名（先着順）

【主催】 公益社団法人 知財登録協会（SIR）HP <https://www.ipbrand.org/>
【後援】 大阪商工会議所、大阪大学 21世紀懇談堂、（一社）電子情報技術産業協会（JEITA）
（株）グローバル人材育成センター、（株）ファイン、（株）フジキン、（株）オクト

定員200名
参加費無料
協会HPより
9月1日から
先着順受付

講演者



玉井誠一郎
SIR 会長兼理事長



松浦成昭
大阪国際がんセンター総長
大阪大学医学研究科特任教授



吉田繁治
SIR 理事
システムズリサーチ代表
有料メールマガ日本一

27

知財マネジメントセミナー

～知識経済社会を生き抜くための
知財マネジメントの考え方と実務について～

日時 2020年12月3日(木) 15:00～17:00

場所 大阪商工会議所地下1階1号会議室
(大阪市中央区本町橋2-8)

本セミナーで学べるポイント&当日のプログラム

1. 情報が価値を持つ時代（知識経済社会）の到来
 - ・知識経済社会とは何か
 - ・見えざる資産としての情報及び知財
2. 各国の知財戦略並びに制度の違い
 - ・国際的動向
 - ・日米政策比較
3. 知財を取り巻く現状と課題
 - ・特許出願リスクと訴訟リスク
 - ・特許だけでは事業は守れない
4. 中小企業が海外に進出するときの知財戦略
 - ・知財なくして事業なし
 - ・ニセモノ対策や商標権侵害対策等
5. 知財マネジメントの要諦
 - ・知財の安全性確保と事業優位への貢献
 - ・知財ブランドを創る
6. 知財パラダイムシフト
 - ・知財パラダイムシフトの推進
 - ・事例紹介等
7. まとめ、質疑応答

日本では、2002年に時の小泉総理が施政方針演説において知財問題を扱ったのを契機に、知財立国に向けて様々な政策が施行されました。一方で、インターネットの普及など、知財を取り巻く環境の変化に伴い、「特許出願一辺倒ではうまく企業利益に繋がらない」「特許出願が原因で却ってリスクや負債を抱えてしまう」といった観点にも目が向けられるようになっています。もはや、特許取得が知財保護のゴールだった時代ではなくなりつつあります。

企業には多様な角度からの知財対策の策定が求められるようになっており、その一つとして、非出願知財（企業の固有独自情報や出願していない発明ノウハウ情報）の保護活用にも光を当てた知財マネジメントに関心が寄せられています。

そこで今回、知財に対する新たな考え方の一つとして、出願と非出願のバランスを取り、知財を利益・ブランド・誇りに直結させる知財マネジメントモデルとその具体的手段のご紹介を目的とするセミナーを開催する運びとなりました。当日は、日本を代表する大手電機メーカーにて長年にわたり知財分野に関わってこられた専門家をお招きし、これまでとは異なる視点からのアプローチについてお話しいただきます。

サービス業を含めた幅広い分野の方々にご参加いただきたいセミナーです。どうぞこの機会に奮ってお申込みください。

儲かる知財へ向けて
マネジメントに変革を！

主 催
大阪商工会議所

講 師
公益社団法人 知財経営協会（SIR）
会長兼理事長、学術博士
玉井 誠一郎 氏



【講師紹介】

学術博士。1971年大阪大学工学部、1973年同大学院工学研究科卒業。パナソニックにて溶接ロボット、マシンビジョン、バーコードリーダー及びPOSシステム等の情報機器の研究開発、原子力発電所入退管理システム、医療機器の研究開発に従事し、これらの事業責任者のほか、半導体事業の戦略知財タスクフォース統括責任者等を歴任。

定年退職後は、大阪大学客員教授、（財）産業科学研究協会専務理事を経て知財ブランド協会並びに内閣府所管公益社団法人知財経営協会（SIR）を設立し会長兼理事長として現在に至る。その間、公益活動として国際自動認識工業会理事、（社）高温学会理事等を歴任。国内外特許出願300件、発明協会表彰2回。

参 加 費 無料

定 員 50名(申込先着順)

お申込み

※大阪商工会議所ホームページよりお申込みください。

(他1事業)知財に関する登録保護活用事業

会員が協会ホームページからログインして図28に示すメインメニュー画面から知財登録やタイムスタンプ押印等を行い、非出願知財として知財化することやこれを知財バンク(IPB)に預け入れること(図29)や、知財(IP)コード読み取り履歴による知財使用商品の追跡(IPT)(図30)やスマホ等への知財登録認証情報の表示等の知財サービスが受けられる。

図28:知財登録システムのメインメニュー



図29:知財バンク(IPB)

知財登録してタイムスタンプを押印した知財本体情報を暗号化しセキュアにクラウド上に預かるサービスです。自動暗号・自動復号機能により、いつでも預け入れ知財情報を管理・確認することができて、公証役場より格段に便利。不正競争防止法適用のために、アクセス権の制限と管理が必要。

The screenshot shows the 'IPB' system interface. At the top, there is a logo for '公認司法人 知財経営協会 (SIR)' and the title '知財登録システム'. On the right, it shows the date '2025年 2月 16日(日曜日)' and the user's name '玉井誠一郎'. Below the title, there is a navigation bar with 'メインメニュー', 'ヘルプ', and 'ログアウト'. A message says '知財を選択し、預入・閲覧・削除ボタンを押してください。'. The main area is titled '知財預入一覧' and contains a table with three rows of data:

選択	知財預入No	預入日時	IPコード	知財名称
<input checked="" type="radio"/>	0000000055	2025-01-18 09:49:25	S-392-0000368-10011-0	知財三郎知財1
<input type="radio"/>	0000000056	2025-01-18 09:49:54	S-392-0000368-10012-7	知財三郎知財2
<input type="radio"/>	0000000059	2025-02-04 09:48:23	S-392-0000368-10005-9	知財三郎知財5

Below the table are buttons for '預入', '閲覧', '削除', and '戻る'.

29

図30:知財追跡(IPT)

商品等に表示した知財(IP)コードをスマホ等で読み取った場合に、読み取り日時や場所を知ることができる全世界対応サービス。
知財コード指定や期間指定によって読み取り履歴情報を出力できる。
商品流通状況、ニセモノ対策、マーケティング等に活用することができる。

The screenshot shows the 'IPT' system interface. At the top, there is a logo for '公認司法人 知財経営協会 (SIR)' and the title '知財登録システム'. On the right, it shows the date '2025年 2月 16日(日曜日)' and the user's name '玉井誠一郎'. Below the title, there is a navigation bar with 'メインメニュー', 'ヘルプ', and 'ログアウト'. A message says '期間を入力して出力してください。'. The main area is titled '知財コード読み取り履歴' and contains a search form:

■読み取り履歴出力

期間	2025-02-01	～	2025-02-16
知財コード	<input type="text"/>		

Below the form are buttons for '出力' and '戻る'.

30

(以上)